

議事(2) 宮城県PTA連合会規約の一部改正について

平成 22 年 12 月 18 日の第三回理事会において、アンダーラインの部分の改正について平成 23 年度通常代議員会に付議することに対し、提案いたしますので審議いただきたい。

会員名称の変更

1 提案理由

規約第三章 第 6 条(組織及び会員)(2) 準会員に規定する養護学校 P T A について、現在養護学校から特別支援学校と変更になっているため、名称変更するものである。

2 変更条文適用日

平成 23 年通常代議員会決議日から適用する。

3 新旧対照表(案)

(注) アンダーライン部分が改正部分

現行条文	改正案
(組織及び会員) 第 6 条(略) (1) 略 (2) 準会員 安全互助事業に限り、 宮城県内の幼稚園及び養護学 校 P T A 会員で、事業の趣旨 に賛同し所定の入会手続きを した者	(組織及び会員) 第 6 条(略) (1) 略 (2) 準会員 安全互助事業に限り、 宮城県内の幼稚園及び特別支 援学校 P T A 会員で、事業の趣 旨に賛同し所定の入会手続き をした者

役員及び資格要件における条文削除

1 提案理由

規約第四章 第 7 条(役員及び資格要件) 2 の条文において、校長会を代表する副会長も会員資格を有しているため、該当条文を削除するものである。

2 変更条文適用日

平成 23 年通常代議員会決議日から適用する。

3 新旧対照表(案)

(注) アンダーライン部分が改正部分

現行条文	改正案
(役員及び資格要件) 第 7 条(略) 2 <u>前項の役員のうち、小・中学校長会 を代表する 2 名の副会長を除き、第 6 条第 1 号で定める会員でなければ ならない。</u>	(役員及び資格要件) 第 7 条(略) 2 <u>前項の役員は、第 6 条第 1 号で定め る会員でなければならない。</u>

役職名に係る条文変更及び削除

1 提案理由

第四章 第7条（役員及び資格要件）において監事は役員と規定されているため、条文内における役員及び監事という表現を役員に統一するものである。

また平成22年通常代議員会において、会計理事職の改称及び会計理事職名の廃止及び三役会の改称が議決されたことに伴い、同日議決された条文改正に下記改正を追加するものである。

2 変更条文適用日

平成23年通常代議員会決議日から適用する。

3 新旧対照表（案）

（注）アンダーライン部分が改正部分

現行条文	改正案
<p>（役員の選任）</p> <p>第8条 前条の役員のうち会長、副会長、監事は別に定める<u>役員及び監事</u>候補者推薦委員会において推薦し、代議員会の承認を得るものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（役員の選任）</p> <p>第8条 前条の役員のうち会長、副会長、監事は別に定める<u>役員候補者推薦委員会</u>において推薦し、代議員会の承認を得るものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p>
<p>（役員の任期）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 役員は再任を妨げない。ただし、<u>会長、副会長、会計理事</u>の通算期間は6年を限度とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（役員の任期）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 役員は再任を妨げない。ただし、<u>会長、副会長</u>の通算期間は6年を限度とする。</p> <p>3（略）</p>
<p>（会議の種別）</p> <p>第14条 この会の会議は、代議員会、理事会、常任理事会及び<u>三役会</u>とする。</p>	<p>（会議の種別）</p> <p>第14条 この会の会議は、代議員会、理事会、常任理事会及び<u>正副会長会</u>とする。</p>
<p>（常任理事会及び正副会長会）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 常任理事会及び<u>三役会</u>は、理事会よ</p>	<p>（常任理事会及び正副会長会）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 常任理事会及び<u>正副会長会</u>は、理事</p>

<p>り付託された事項について審議し 施行する</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 35 条 この会の<u>役員及び監事</u>並びに会議出席者の費用弁償は別に定める。</p>	<p>会より付託された事項について審議し施行する</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 35 条 この会の<u>役員</u>並びに会議出席者の費用弁償は別に定める。</p>
---	--

付則の追加

1 提案理由

各規程において、本会の名称が宮城県 P T A 連合会、県 P 連、連合会と統一されていないため、規約付則に追加することにより規程内名称の統一を図るものである。

2 変更条文適用日

平成 23 年通常代議員会決議日から適用する。

3 新旧対照表 (案)

(注) アンダーライン部分が改正部分

現行条文	改正案
<p>付則</p> <p>(施行期間)</p> <p>この規約は、昭和 23 年 5 月 15 日から施行する。</p>	<p>付則</p> <p>(施行期間)</p> <p>この規約は、昭和 23 年 5 月 15 日から施行する。</p> <p><u>(規程内名称)</u></p> <p><u>各規程内において「規約」とあるのは、宮城県 P T A 連合会規約とする。</u></p> <p><u>各規程内における本会の名称は県 P 連とする。</u></p>

規程における本会名称の統一及び条文の統一

1 提案理由

各規程において、本会の名称が宮城県 P T A 連合会、県 P 連、連合会と統一されていないため、規約付則に追加することにより規程内名称の統一を図ることを平成 23 年通常代議員会に付議するものであり、併せて規程の条文を変更するものである。

また、各規程の条文第 1 条の始まりの統一を図るものである。

2 変更条文適用日

平成 23 年通常代議員会決議日から適用する。

3 新旧対照表（案）

（注）アンダーライン部分が改正部分

現行条文	改正案
<p>1 負担金に関する規程</p> <p>第1条 この規程は、<u>宮城県PTA連合会規約第31条第2項</u>で定める負担金について定める。</p>	<p>1 負担金に関する規程</p> <p>第1条 この規程は、<u>規約第31条第2項</u>で定める負担金について定める。</p>
<p>2 委員会規程</p> <p>第1条 <u>宮城県PTA連合会規約第七章委員会</u>で定めることのほか、必要な事項について定める。</p>	<p>2 委員会規程</p> <p>第1条 <u>この規程は、規約第七章委員会</u>で定めることのほか、必要な事項について定める。</p>
<p>3 <u>宮城県PTA連合会表彰規程</u></p> <p>第1条 <u>宮城県PTA連合会規約第5条第2号</u>について必要な事項を定める。</p>	<p>3 <u>表彰規程</u></p> <p>第1条 <u>この規程は、規約第5条第2号</u>について必要な事項を定める。</p>
<p>4 児童生徒表彰規程</p> <p>第1条 <u>規程は、宮城県PTA連合会規約第5条第2号のうち、児童、生徒の表彰に関する事項</u>を定める。</p>	<p>4 児童生徒表彰規程</p> <p>第1条 <u>この規程は、規約第5条第2号のうち、児童、生徒の表彰に関する事項</u>を定める。</p>
<p>5 <u>役員及び監事候補者推薦委員会規程</u></p> <p>第1条 規約第8条の規定に基づき、<u>役員及び監事候補者の推薦</u>に関し必要な事項を定める。</p>	<p>5 <u>役員候補者推薦委員会規程</u></p> <p>第1条 <u>この規程は、規約第8条の規定に基づき、役員候補者の推薦</u>に関し必要な事項を定める。</p>
<p>6 費用弁償規程</p> <p>第1条 <u>宮城県PTA連合会規約第35条の規定に基づき、役員及び監事</u>に対する費用弁償に関し必要な事項を定める。</p>	<p>6 費用弁償規程</p> <p>第1条 <u>この規程は、規約第35条の規定に基づき、役員並びに会議出席者</u>に対する費用弁償に関し必要な事項を定める。</p>
<p>7 職員服務、給与及び退職等についての</p>	<p>7 職員服務、給与及び退職等についての</p>

<p>規程</p> <p>第1条 規約第12条第3項の規程に基づき、職員の服務、給与及び退職等について必要な事項を定める。</p> <p>8 <u>宮城県PTA連合会アドバイザー設置規程</u></p> <p>第1条 この制度は、<u>宮城県PTA連合会</u>が、要請に応じてアドバイザーを派遣し、PTAの組織の強化、活動の促進に寄与しようとするものである。</p> <p>10 基金管理に関する規程</p> <p>第1条 <u>宮城県PTA連合会</u>（以下「<u>県P連</u>」という）規約第33号第2項に基づき、基金及びその運用に関する事項を定める。</p> <p>11 インターネット委員会規程</p> <p>第1条 この会をインターネット委員会と称し、<u>宮城県PTA連合会調査広報委員会</u>の所管とする。</p> <p>第2条 <u>宮城県PTA連合会</u>の目的達成のため、PTA活動に係る公正なインターネット情報を提供する。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1）<u>宮城県PTA連合会</u>ホームページの開設とその管理運営</p> <p>（2）（略）</p> <p>第7条 委員に対する費用弁償は、<u>宮城県PTA連合会</u>の費用弁償に準ずる。</p> <p>2 <u>宮城県PTA連合会</u>の費用弁</p>	<p>規程</p> <p>第1条 この規程は、規約第12条第3項の規程に基づき、職員の服務、給与及び退職等について必要な事項を定める。</p> <p>8 <u>アドバイザー設置規程</u></p> <p>第1条 この規程は、<u>県P連</u>が、要請に応じてアドバイザーを派遣し、PTAの組織の強化、活動の促進に寄与しようとするものである。</p> <p>10 基金管理に関する規程</p> <p>第1条 この規程は、規約第33号第2項に基づき、基金及びその運用に関する事項を定める。</p> <p>11 インターネット委員会規程</p> <p>第1条 この会をインターネット委員会と称し、<u>県P連調査広報委員会</u>の所管とする。</p> <p>第2条 <u>県P連</u>の目的達成のため、PTA活動に係る公正なインターネット情報を提供する</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1）<u>県P連</u>ホームページの開設とその管理運営</p> <p>（2）（略）</p> <p>第7条 委員に対する費用弁償は、<u>県P連</u>の費用弁償に準ずる。</p> <p>2 <u>県P連</u>の費用弁償規程に該当</p>
---	--

<p>償規程に該当しない費用に対する費用弁償は、委員一人当たり年額 20,000 円とする。</p> <p>1 2 P T A 研究大会開催規程</p> <p>第1条 <u>宮城県 P T A 連合会規約第 5 条第 3 号</u>に基づき、「P T A 研究大会」の開催に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1 3 <u>宮城県 P T A 連合会ホームページ管理規程</u></p> <p>第 1 条 この規程は<u>宮城県 P T A 連合会</u>（以下、「<u>県 P 連</u>」という）が開設するホームページの管理、運営についての必要な事項を定める。</p> <p>第 2 条（略）</p> <p>2 この規程において情報提供者とは、<u>連合会</u>に関係する情報を持つ者または組織をいう。</p> <p>第 4 条 ホームページの管理、運営における最高責任者は<u>連合会会長</u>とする。</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 調査広報委員会は自ら積極的に情報収集につとめ、<u>連合会関係者</u>はホームページ運営に協力するものとする。</p> <p>第 7 条（略）</p> <p>(1) <u>連合会</u>及びホームページ開設の目的に反しないこと。</p> <p>(2) ～ (4)（略）</p> <p>第 8 条（略）</p> <p>(1) <u>連合会</u>及びホームページ開設</p>	<p>しない費用に対する費用弁償は、委員一人当たり年額 20,000 円とする。</p> <p>1 2 P T A 研究大会開催規程</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>規約第 5 条第 3 号</u>に基づき、「P T A 研究大会」の開催に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1 3 <u>ホームページ管理規程</u></p> <p>第 1 条 この規程は、<u>県 P 連</u>が開設するホームページの管理、運営についての必要な事項を定める。</p> <p>第 2 条（略）</p> <p>2 この規程において情報提供者とは、<u>県 P 連</u>に関係する情報を持つ者または組織をいう。</p> <p>第 4 条 ホームページの管理、運営における最高責任者は<u>県 P 連会長</u>とする。</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 調査広報委員会は自ら積極的に情報収集につとめ、<u>県 P 連関係者</u>はホームページ運営に協力するものとする。</p> <p>第 7 条（略）</p> <p>(1) <u>県 P 連</u>及びホームページ開設の目的に反しないこと。</p> <p>(2) ～ (4)（略）</p> <p>第 8 条（略）</p> <p>(1) <u>県 P 連</u>及びホームページ開設</p>
--	---

<p>の目的に反しないこと。 (2) ～ (3) (略)</p> <p>1 4 <u>宮城県PTA連合会安全互助事業 規程</u></p> <p>第1条 この規程は、<u>宮城県PTA連合会 (以下「県P連」という) 規約第 5条(6)の活動を行うために必 要な事項を定める。</u></p> <p>1 5 代議員及び理事に関する規程</p> <p>第1条 この規程は<u>宮城県PTA連合会 規約第7条第5号及び第16条 2に基づき、代議員並びに理事 の定数等を定める。</u></p>	<p>の目的に反しないこと。 (2) ～ (3) (略)</p> <p>1 4 <u>安全互助事業規程</u></p> <p>第1条 この規程は、<u>規約第5条(6) の活動を行うために必要な事 項を定める。</u></p> <p>1 5 代議員及び理事に関する規程</p> <p>第1条 この規程は、<u>規約第7条第5号 及び第16条2に基づき、代議 員並びに理事の定数等を定め る。</u></p>
--	---

議事(3) 平成23年度宮城県PTA連合会活動方針(案)について

本会は、教育を本旨とする民主団体として、不偏不党、自主独立の性格を堅持しながら、相互扶助の精神を持ってPTA活動を推進することによって会員の福祉の向上と児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

その目的の実現を期するため、本年度は、

地域ぐるみで育てよう、心豊かでたくましいみやぎの子

の主題を掲げ、次のような活動を展開していく。

- 1 東日本大震災による未曾有の被害からの復興を目指し、全PTAの力を結集し、復興に向けた活動に努める。
- 2 組織、運営、事業及び予算等について常に検討を加え、連合体の活動が円滑に機能するように努めるとともに今日的な課題の情報を収集し、地区PTA及び単位PTAへの周知に努める。
- 3 学校と家庭さらに地域社会を結ぶ協働教育、生きる力を育む志教育の懸け橋として、行政、学校と密なる連携を保ちながら、学校の教育活動に直接的に関わる子どもと学校を支えるPTA活動の展開に努める。
- 4 「教育の原点は、家庭にある」ことから、親子のふれあいをとおして、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりそして善悪の判断などを子どもが身につけることができるよう支援する活動の展開に努める。

《 本年度の活動重点項目 》

- 1 東日本大震災からの一日も早い復興を願い、互いに励まし協力し合って「がんばろう、宮城PTA」を合言葉に県内外の支援も受け入れ、教育環境整備のPTA活動を推進する。
- 2 単位PTA及び地域PTA連合体の事業・活動の充実を第一と掲げ、実りある事業の遂行並びに健全な財政運営組織の確立のため、本会のあるべき姿を描きながら絶えず見直しを図る。
- 3 子育てに関わる今日的な課題の情報を会員に迅速かつ的確に提供すると共に、常に情報の共有化を図る。

- 4 家庭，学校，地域社会及び行政と連携を密にし，「地域に浮かぶ船・学校」を支えるPTA活動を推進する。
- 5 心身ともに豊かな児童生徒を育成するために，基本的な生活習慣の確立及び食育のあり方について再考し実践活動を推進する。
- 6 東松島市で開催する「第60回宮城県PTA研究大会東松島大会」が県内90,000人のPTA会員の心に響く大会となるべく、当連合会の総力を結集し、大会の運営に当たる。

議事(4) 平成23年度宮城県PTA連合会事業計画(案)について

I 主催事業

- (1) 東日本大震災からの復興支援事業
- (2) 第60回宮城県PTA研究大会東松島大会
- (3) 第7回単位PTA会長会 7月2日(土)
- (4) 「PTAみやぎ」第155号～157号発行(単Pあたり6部～30部)
- (5) PTA中央指導者研修会(県教委と共催) 7月27日(水)
- (6) 管内PTA指導者地区研修会(教育事務所と共催)
大河原11.5(日)、仙台11.27(日)、北部栗原
- (7) 地区P連セミナー・研修会(地区P連と共催)
- (8) 優良PTA団体・個人表彰, 広報紙コンクール表彰
- (9) 善行・篤行児童生徒表彰
- (10) 三行詩の表彰

※ 関連事業

- (1) 第59回日本PTA全国研究大会広島大会 8月26日(金)～27日(土)
30名予定
- (2) 第43回東北ブロック研究大会秋田大会 18日(日)
100名予定
- (3) 日P主催「日中友好少年少女の翼」へ生徒派遣
南三陸教育事務所管内の中2年男女各1名参加
- (4) 文部科学大臣表彰、日本PTA会長表彰, 東北PTA会長表彰、宮城県教育功績者表彰

II 会議

- (1) 代議員会 1回
- (2) 理事会 5回
- (3) 常任理事会 9回
- (4) 各専門委員会(総務財政、成人教育、調査広報、健全育成、等) 各数回
- (5) 安全互助事業委員会 3回
- (6) 会計監査会 2回
- (7) 予算編成会議 1回
- (8) 役員候補者選考委員会(事前打合せを含む) 2回
- (9) 優良PTA団体・個人表彰候補選考委員会(二次審査を含む) 2回
- (10) 善行篤行児童生徒選考委員会 1回
- (11) 広報紙コンクール審査会 1回
- (12) 地区PTA連合会事務長会、セミナー担当者会 1回
- (13) 三行詩審査会 1回

- (14) 出前懇談会

Ⅲ 各専門委員会事業

1) 総務財政委員会

- (1) 組織・事業について検討
- (2) 規約、規程の見直し
- (3) 出前懇談会の実施（登米市、黒川郡、気仙沼・南三陸地区、他）
- (4) その他

2) 成人教育委員会

- (1) 平成23年度第7回単位PTA会長会の実施運営
- (2) 平成24年度第8回単位PTA会長会の企画立案
- (3) 地区セミナーの計画等に関わる指導・助言
- (4) 県PTA研究大会マニュアル検証・追加・修正
- (5) その他

3) 調査広報委員会

- (1) 「PTAみやぎ」第155号～157号の企画編集と記事取材
- (2) 県P連ホームページの管理、運営
- (3) 広報紙コンクールの審査
- (4) 日Pからの諸調査依頼に関わる単位PTAへの依頼
- (5) 「PTAみやぎ」のデータ化
- (6) その他

※ インターネット委員会

- 1) HPのシステム化
- 2) ITを活用したサポート（携帯電話を活用）
- 3) 会員一人ひとりへの最新情報の発信
- 4) サイト更新作業

4) 健全育成委員会

- (1) 「基本的生活習慣」に関わる情報収集と提供
- (2) 「はやね、はやおき、朝ごはん」推進運動の継続
- (3) 携帯電話へのフィリタリング100%普及を推進する
- (4) 三行詩の審査
- (5) その他

Ⅳ 安全互助事業委員会

- (1) 保険委託業者との密なる連携と安全互助事業の趣旨等の周知
- (2) 安全対策の広報
- (3) 安全互助事業報告書の発行
- (4) PTA共済の情報収集

V 平成 23 年度 年間 行事 予定 表

※ 会計年度は、4月～3月

月	日	曜	午 前	日	曜	午 後	日	曜	対外的な事業等
4	9	土	・ 会計監査会・予算編成会議	2	土	・推薦委員会事前打合せ ・三役・常任理事会⑨			
				29	金		・理事会⑤ ・役員候補者推薦委員会		
5	14.	土	・広報紙コンクール審査会 ・優良PTA選考第二次審査会	14	土	・優良PTA表彰選考委員会 ・三役・常任理事会⑩			【日P 常置委員会・常任幹事会】
				21	土			19	
6	4	土	・代議員会 事前打合せ会	4	土	・平成23年度 代議員会《青年会館》 ・常任理事会①	10	金	・第1回東北PTA連絡協議会 (秋田市)
				11	土			11	
7	8	金	・「PTAみやぎ」第155号発行	2	土	第7回単位PTA会長会 ・常任理事会 ②	14	木	【日P 常置委員会】 【日P 常任幹事会, 事務局長会】
				30	土			15	
8							25	木	【日P 広島大会 レセプション】 【日P 広島大会 分科会】 【日P 広島大会 全体会】
							26	金	
9	24	土	三行詩審査会	10	土	・常任理事会 ③ ・理事会②	17	土	・第2回東北PTA連絡協議会 【東北P 秋田大会 全体会】
				24	土			18	
10	22	土	・善行篤行児童生徒表彰選考委員会	8	土	・会計監査会(中間) ・常任理事会 ④	14	金	【日P 常任幹事委員会】
				22	土				
11	30	火	・「PTAみやぎ」第156号発行				22	火	【日P 年次表彰式】
12				3	土	・常任理事会 ⑤ ・理事会 ③ 《表彰祝賀会》	2	金	・第3回東北PTA連絡協議会 (秋田市)
				17	土			3	
1				21	土	・常任理事会 ⑥			
2	28	月	・「PTAみやぎ」第157号発行				3	金	・第4回東北PTA連絡協議会 (山形県)
							4	土	
3							16	木	【日P 常置委員会】 【日P 評議委員会】
							17	金	
4	14	土	会計監査会、予算編成委員会 ・役員候補者推薦委員会	7	土	・推薦委員会事前打合せ会 ・常任理事会 ⑧			
				14	土				
5	28	土		28	土	・理事会 ⑤			
5	12	土	・広報紙コンクール審査会 ・優良PTA選考第二次審査会	12	土	・優良PTA表彰選考委員会 ・常任理事会 ⑨			【日P 常置委員会・常任幹事会】
				19	土			18	

第60回宮城県PTA研究大会東松島大会は期日未定

議事(6) 平成23年度 宮城県PTA連合会正副会長及び監事の承認について

平成23年度 宮城県PTA連合会正副会長及び監事候補者(案)

役	職	地区名	氏 名	所属単位PTA名
会	長	栗 原	奈須野 毅	栗 駒 中
副 会 長	一 般	大 崎	佐々木 賢 司	三 本 木 中
		柴 田	斎 藤 ひとみ	船 岡 中
		角 田	八 島 利 美	角 田 中
	母 親 代 表	名 取	岡 本 リマ	名取・第二中
	財 政 担 当	石 巻	高 城 裕 行	石 巻 中
	宮城県小学校長会	・	高 橋 健 藏	富 谷 小
	宮城県中学校長会	・	鎌 田 均	利 府 中
監	事	加 美	味 上 庄一郎	中 新 田 小
		大 崎	佐々木 新 治	田 尻 小
		気仙沼	千 葉 慶 人	津 谷 中